

## 議題 3

議案第 3 2 号

令和元年 1 2 月 2 0 日提出

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

### 記

#### 1 改正の理由

久地小学校の廃止に伴い、広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正をしようとするものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 別表第 1 の(1)について、飯室小学校の通学区域に「安佐町大字久地（ただし、久地南小学区分を除く。）」を加えるとともに、久地小学校の項を削る。
- (2) 別表第 1 の(2)について、清和中学校の通学区域から「久地小学校の学区」を削る。

#### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

#### 4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和元年12月 日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部  
を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表飯室の項中「安佐町大字小河内」の右に「，安佐町大字久地（ただし，久地南学区分を除く。）」を加え，同表久地の項を削る。

別表第1の(2)の表清和の項中「，久地小学校の学区」を削る。

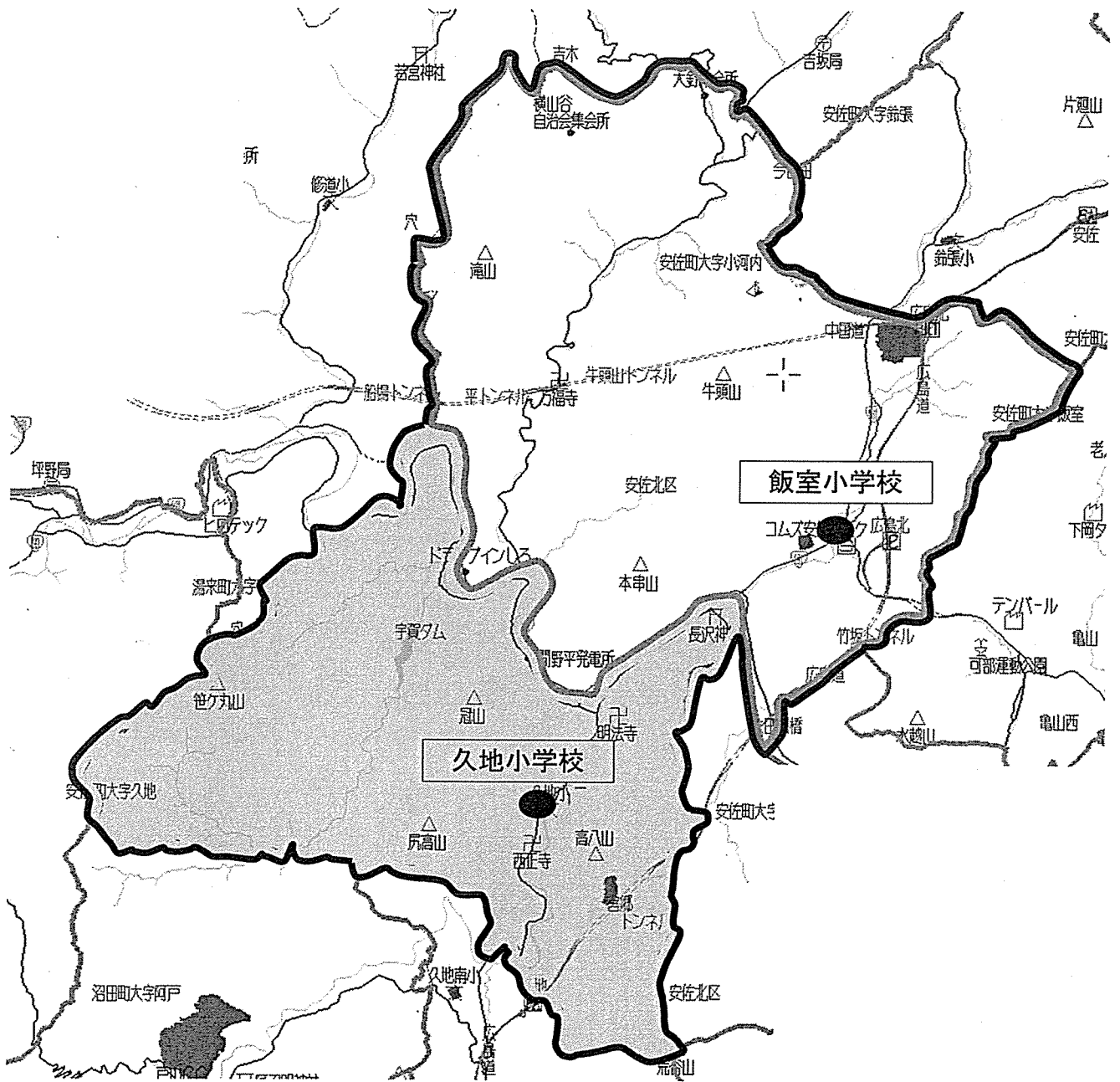
附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則）

現 行	改 正																				
第1条～第7条（略）	第1条～第7条（現行に同じ。）																				
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																				
(1) 小学校	(1) 小学校																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>飯室</td> <td>安佐北区の安佐町大字飯室，安佐町大字小河内_____</td> </tr> <tr> <td>久地</td> <td>安佐北区の安佐町大字久地(ただし，久地南学区分を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	区域	(略)		飯室	安佐北区の安佐町大字飯室，安佐町大字小河内_____	久地	安佐北区の安佐町大字久地(ただし，久地南学区分を除く。)	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> <tr> <td>飯室</td> <td>安佐北区の安佐町大字飯室，安佐町大字小河内，<u>安佐町大字久地</u>（ただし，久地南学区分を除く。)</td> </tr> <tr> <td><u>(削る。)</u></td> <td><u>(削る。)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	区域	(現行に同じ。)		飯室	安佐北区の安佐町大字飯室，安佐町大字小河内， <u>安佐町大字久地</u> （ただし，久地南学区分を除く。)	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	(現行に同じ。)	
学校名	区域																				
(略)																					
飯室	安佐北区の安佐町大字飯室，安佐町大字小河内_____																				
久地	安佐北区の安佐町大字久地(ただし，久地南学区分を除く。)																				
(略)																					
学校名	区域																				
(現行に同じ。)																					
飯室	安佐北区の安佐町大字飯室，安佐町大字小河内， <u>安佐町大字久地</u> （ただし，久地南学区分を除く。)																				
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>																				
(現行に同じ。)																					
(2) 中学校	(2) 中学校																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>清和</td> <td>鈴張小学校の学区，飯室小学校の学区，<u>久地小学校の学区</u>，久地南小学校の学区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	区域	(略)		清和	鈴張小学校の学区，飯室小学校の学区， <u>久地小学校の学区</u> ，久地南小学校の学区	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> <tr> <td>清和</td> <td>鈴張小学校の学区，飯室小学校の学区 <u>(削る。)</u> _____，久地南小学校の学区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	区域	(現行に同じ。)		清和	鈴張小学校の学区，飯室小学校の学区 <u>(削る。)</u> _____，久地南小学校の学区	(現行に同じ。)					
学校名	区域																				
(略)																					
清和	鈴張小学校の学区，飯室小学校の学区， <u>久地小学校の学区</u> ，久地南小学校の学区																				
(略)																					
学校名	区域																				
(現行に同じ。)																					
清和	鈴張小学校の学区，飯室小学校の学区 <u>(削る。)</u> _____，久地南小学校の学区																				
(現行に同じ。)																					
別表第2（第4条関係）（略）	別表第2（第4条関係）（現行に同じ。）																				

# 久地小学校及び飯室小学校の通学区域図



凡例



久地小学校の通学区域



飯室小学校の通学区域



久地小学校の廃止に伴う飯室小学校の通学区域 (案)

令和元年10月8日

広島市教育委員会 様

広島市立学校通学区域審議会

委員長 川村 一夫



広島市立小学校の廃止に伴う通学区域の設定について(答申)

令和元年9月24日付け広島市教総学第24号で諮問されたこのことについては、下記諮問のとおり改廃することを適当と認めます。

記

1 小学校の通学区域の廃止及び改正について

区分	学校名	通学区域	位置
現行	飯室小学校	安佐北区の安佐町大字飯室、安佐町大字小河内	安佐北区 安佐町大字飯室1544
	久地小学校 (廃止)	<u>安佐北区の安佐町大字久地(ただし、久地南学区分を除く。)</u>	安佐北区 安佐町大字久地4477-2
統合後	飯室小学校 (改正)	安佐北区の安佐町大字飯室、安佐町大字小河内、 <u>安佐町大字久地(ただし、久地南学区分を除く。)</u>	安佐北区 安佐町大字飯室 1544